改定後

改定前

第15条(会員資格の取消)

(略)

1. ⑧会員(当該法人の役員・実質的支配者 等を含む)が、暴力団、暴力団員、暴力団員 でなくなった時から5年を経過しない者、 暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋 等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能 暴力集団等、テロリスト等、日本政府また は外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象 として指定する者、その他これらに準ずる 者(以下これらを「暴力団員等」という)に 該当した場合、または次の(イ)から(ホ)のい ずれかに該当した場合

(略)

- 3.当社は、会員が本条第1項第8号または 第9号の事由に該当した場合、会員の保有 する当社が発行する全てのカードについて 通知・催告等をせずに会員資格を取消すこ とができるものとし、当社と会員とのその 他の契約についても通知・催告等をせずに 解除することができるものとします。
- 4. 個人会員または法人会員が加盟店契約に違反した場合、加盟店契約における加盟店のカード取扱額が大幅に減少した場合、加盟店契約を解約した場合等、当社が必要と判断した場合は、特段の通知を要せず本条第1項に準じるものとします。
- 5. 会員資格を取消されたときは、当社が必要と認めた場合には、会員は速やかにカードおよびチケット等当社から貸与された物品を当社に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。
- 6. 当社は、会員資格の取消を行なった場

第15条(会員資格の取消)

(略

1. ⑧会員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当した場合、または次の(イ)から(ホ)のいずれかに該当した場合

(略)

- 3. 個人会員または法人会員が加盟店契約に違反した場合、加盟店契約における加盟店のカード取扱額が大幅に減少した場合、加盟店契約を解約した場合等、当社が必要と判断した場合は、特段の通知を要せず本条第1項に準じるものとします。
- 4. 会員資格を取消されたときは、当社が必要と認めた場合には、会員は速やかにカードおよびチケット等当社から貸与された物品を当社に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。
- 5. 当社は、会員資格の取消を行なった場合、カードおよびチケット等の無効通知ならびに無効登録を行い、加盟店等を通じてこれらの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとします。会員は、本項の義務が履行できない場合にはその旨を直ちに当社へ通知するものとし

合、カードおよびチケット等の無効通知ならびに無効登録を行い、加盟店等を通じてこれらの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとします。会員は、本項の義務が履行できない場合にはその旨を直ちに当社へ通知するものとします。

7. 個人会員、法人会員および使用会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用しまたは利用されたとき(会員番号の使用を含む)は当該使用によって生じたカード利用に係る債務について、全て支払いの責を負うものとします。ただし、使用会員の支払債務は第8条第1項に定める範囲に限られるものとします。

第17条 (期限の利益の喪失) (略)

4. 会員は、第15条第1項第8号または 第9号の事由に<u>該当したことが判明した</u>場合、本規約に基づく一切の債務について当 然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額 を支払うものとします。

第19条(会員保障制度)

(略)

3. ⑦会員が複数回に亘り類似の紛失・盗 難等の被害に遭い、当該被害が会員の過失 に起因する場合

⑧前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が 受理した日の61日以前に生じた損害

⑨戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に起因する損害 ⑩その他本規約に違反する使用に起因する 損害

第22条 (届出事項の変更等)

ます。

6. 個人会員、法人会員および使用会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用しまたは利用されたとき(会員番号の使用を含む)は当該使用によって生じたカード利用に係る債務について、全て支払いの責を負うものとします。ただし、使用会員の支払債務は第8条第1項に定める範囲に限られるものとします。

第17条 (期限の利益の喪失)

(略)

4. 会員は、第15条第1項第8号または 第9号の事由に<u>より会員資格を取消された</u> 場合、本規約に基づく一切の債務について 当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全 額を支払うものとします。

第19条(会員保障制度)

(略)

損害

3. なし

⑦前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の61日以前に生じた損害 ⑧戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に起因する損害 ⑨その他本規約に違反する使用に起因する

第22条 (届出事項の変更等)

1. 会員は当社に届け出た法人名または事 業所名、法人または事業所所在地、個人会 員名または使用会員名、個人会員または使 用会員住所、連絡先、代金決済口座、電話番 号、電子メールアドレス、国籍、在留資格、 在留期間、事業の内容、職業、法人名称・商 号、取引を行う目的、会員(法人である場合 に限る)の実質的支配者、およびその他の 項目(以下総称して「届出事項」という)等 に関する情報、加盟店契約等に変更が生じ た場合は、遅滞なく当社の指定する金融機 関または当社宛に所定の届出用紙により届 け出るものとします。ただし、当社が適当 と認めた場合には、電話等の当社が適当と 認める方法により届け出ることもできま す。

(略)

7. 当社は、日本国籍を保有せずに本邦に 居住している会員に対し、国籍、在留資格、 在留期間の届出を求めることがあり、当該 会員は届出に応じるものとします。

<リボ払い、分割払いの返済方法・回数、手 数料率等>

(略)

・分割払い

支払期間	3	4	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
(計月)												
(%)	12.20	12.99	13.50	13.86	14.57	14.74	14.87	14.94	14.96	14.96	14.91	14.82
利用金額												
100 円当												Ì
りの分割	2.04	2.72	3.40	4.08	6.80	8.16	10.20	12.24	13.60	16.32	20.40	24.48
払い手数												l
料の額(円)												
支払回数	40	42	48	50	54	60						
支払期間 (カ月)	40	42	48	<u>50</u>	54	60						
実質年率 (%)	14.76	14.72	14.61	14.57	14.50	14.38						
利用金額												
100 円当 りの分割 払い手数	27.20	28.56	32.64	34.00	36.72	40.80						
44 - 48 (89)												

<分割払いのお支払い例>

1. 会員は当社に届け出た法人名または事 業所名、法人または事業所所在地、個人会 員名または使用会員名、個人会員または使 用会員住所、連絡先、代金決済口座、電話番 号、電子メールアドレス、事業の内容、職 業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員 (法人である場合に限る)の実質的支配者、 およびその他の項目(以下総称して「届出 事項」という)等に関する情報、加盟店契約 等に変更が生じた場合は、遅滞なく当社の 指定する金融機関または当社宛に所定の届 出用紙により届け出るものとします。ただ し、当社が適当と認めた場合には、電話等 の当社が適当と認める方法により届け出る こともできます。

(略)

なし

<リボ払い、分割払いの返済方法・回数、手 数料率等>

(略)

・分割払い

支払回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
(九月)											
実 賢 年 率	10.00	13.25	13.75	14.25	14.50	1475	1475	14.75	1475	14.75	14.50
(%)	12.00	15.25	15.75	14.20	14.50	14.75	14.75	14.75	14.75	14.75	14.50
利用金額											
100 円当り											
の分割払	2.01	3.35	4.02	6.70	8.04	10.05	12.06	13.40	16.08	20.10	24.12
い事数料											
の額(円)											

<分割払いのお支払い例> 利用金額 50,000 円、10 回払いで分割払い | 利用金額 50,000 円、10 回払いで分割払い をご利用された場合

①分割払い手数料…50,000 円× (<u>6.80 円</u>÷ 100 円) = <u>3,400 円</u>

②支払総額…50,000 円+<u>3,400 円</u>=<u>53,400</u> 円

③分割支払額…53,400 円 ÷ 10 回 = 5,340 円

個人情報の取扱いに関する同意条項 第1条(個人情報の収集・保有・利用・提 供等)

(略)

① 申込み時または入会後に会員等が提出 する申込書、届出書、その他の書類等に記 入し、または記載されている氏名、年齢、生 年月日、住所、電話番号、電子メールアドレ ス、運転免許証番号、事業の内容、職業、法 人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質 的支配者、勤務先、資産、負債、収入、国籍、 在留資格、在留期間に関する情報等の情報 (以下総称して「氏名等」という) 等に関す る情報、本規約に基づき届出られた情報、 当社届出電話番号の現在および過去の有効 性(通話可能か否か)に関する情報、電話接 続状況履歴(全国の固定電話および携帯電 話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、 電話接続状況、移転先電話番号が含まれる) ならびにお電話等でのお問合せ等により当 社が知り得た氏名等の情報(以下総称して 「属性情報」という)

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私(会員の名義人(会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員・実質的支配者等を含む。以下同じ。))は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①に基づく表

をご利用された場合

①分割払い手数料…50,000 円× (<u>6.70 円</u>÷ 100 円) = <u>3,350 円</u>

②支払総額…50,000 円+<u>3,350 円</u>=<u>53,350</u> 円

③分割支払額…<u>53,350 円</u>÷10 回=<u>5,335 円</u>

個人情報の取扱いに関する同意条項 第1条(個人情報の収集・保有・利用・提 供等)

(略)

① 申込み時または入会後に会員等が提出 する申込書、届出書、その他の書類等に記 入し、または記載されている氏名、年齢、生 年月日、住所、電話番号、電子メールアドレ ス、運転免許証番号、事業の内容、職業、法 人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質 的支配者、勤務先、資産、負債、収入、在留 資格に関する情報等の情報(以下総称して 「氏名等」という) 等に関する情報、本規約 に基づき届出られた情報、当社届出電話番 号の現在および過去の有効性(通話可能か 否か) に関する情報、電話接続状況履歴 (全 国の固定電話および携帯電話の接続状況調 査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移 転先電話番号が含まれる) ならびにお電話 等でのお問合せ等により当社が知り得た氏 名等の情報(以下総称して「属性情報」とい う)

反社会的勢力でないことの表明・確約に関 する同意

私(会員の名義人(会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。))は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①に基づく表明・確約に

明・確約に関して虚偽の申告をしたことが 判明した場合、このカード取引が停止・解 約されても異議を申しません。あわせて、 私は、上記行為または虚偽の申告が判明し た場合、当然に貴社に対する一切の債務の 期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しま す。また、これにより損害が生じた場合で も貴社に何らの請求は行わず、一切私の責 任といたします。

(略)

関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても 異議を申しません。あわせて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明し、会員資格が 取り消された場合、当然に貴社に対する一 切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務 を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、 一切私の責任といたします。

(略)